

特定非営利活動法人サイバー・キャンパス・コンソーシアム TIES

附置研究所における科研費による研究実施規程

(設置)

第1条 この規程は、科研費の活用により研究の成果をあげるとともに研究成果の普及をはかることを目的とする。

(組織の責任体制)

第2条 附置研究所全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を理事長と定める。

2 最高責任者を補佐し、科研費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を研究所長と定める。

3 科研費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を副理事長と定める。

4 研究倫理教育責任者を事務局長と定める。

(研究を行う職)

第3条 研究活動を行うことを職務に含むものとして所属し、研究活動に従事する者は、附置研究所に所属する研究員である。

(研究計画の策定)

第4条 研究者は、科研費の活用によって研究する場合は、他の業務に支障を起こさない範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 研究者は、あらかじめ文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを所長ならびに理事長宛に提出するものとする。

(研究の実施)

第5条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、特定非営利活動法人サイバー・キャンパス・コンソーシアム TIES 附置研究所の活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱)

第6条 研究者は、前条により科研費を活用して行った研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができる。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第7条 研究者は、科研費を活用して行った研究については、科研費制度に定められた規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを所長ならびに理事長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第8条 科研費の研究計画調書の取りまとめ、及び補助金の経理管理等の事務は、事務局管理業務チームが所掌する。

- 2 管理業務チームは、研究者の依頼に基づいて物品の発注を行う。研究者本人は発注を行わない。
- 3 管理業務チームは、業者が事務局に持ち込んだ物品について、品名・数量等を確認後、納品書に検収印を押印し、研究所に納品させる。
- 4 管理業務チームは、研究者の依頼に基づいて出張伺いの決裁を取る。用務終了後に、出張報告書、領収書及び航空券半券等により事実確認を行う。
- 5 管理業務チームは、研究者からの依頼に基づいて非常勤職員の雇用伺いの決裁を取る。作業終了後に勤務報告等により、事実確認を行う。

(監査)

第9条 科研費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日(平成26年2月18日改正)文部科学大臣決定)を踏まえ、内部監査を行う。

- 2 研究所長は、内部監査を行う者として、事務局管理業務チームならびに監事を指名する。
- 3 研究所長は、毎事業年度終了後、速やかに科研費に係る会計書類を作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。監査の対象は、前年度の契約実績の約10%を抽出したものとする。

(研究倫理教育)

第10条 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日(平成26年2月18日改正)文部科学大臣決定)を踏まえ、科研費の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を行い、不正を行わないことなどを盛り込んだ誓約書を提出させる。誓約書の提出がない場合は、科研費の管理・運営に関わらせない。

- 2 公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)を踏まえ、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行う。

(法令等の遵守)

第11条 附置研究所に所属する研究員は、科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等ならびに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

附 則

この規程は平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年11月17日から施行する。